



家畜伝染病予防法の一部改正による
飼養衛生管理基準、及び飼養衛生管理指導指針
一部変更について（令和3年10月1日付）

表題のとおり、令和3年10月1日付で①飼養衛生管理基準及び②飼養衛生管理指導指針が一部改正されました。

詳細については、下記をご覧ください。あわせてHPも参考にしてください。

①飼養衛生管理基準

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/

☞大規模農場における①家畜の特定症状確認時の通報ルールの周知徹底②畜舎ごと専用管理者の設置と畜舎飼養頭数上限の設定③伝染病発生時の防疫計画の策定
☞伝染病発生時の埋却地の確保（もしくは代替措置の構築）

②飼養衛生管理指導指針

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/attach/pdf/sidou_sisin-4.pdf

豚熱ワクチン接種農場における豚熱発生事例の疫学調査結果から、特にリスクが高いとされた下記7項目の遵守状況についての確認が厳しくなります。

現時点で未遵守項目のある農場は、早急に対応をお願いします。

1. 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等（項目15）
2. 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置と使用（項目16）
3. 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等（項目17）
4. 畜舎に立ち入る者の手指消毒等（項目25）
5. 畜舎ごとの専用衣服及び靴の設置と使用（項目26）
- ☞畜舎ごとの靴：全ての豚舎に設置！まずは分娩舎と離乳舎から優先的に！
- ☞畜舎ごとの衣服：堆肥舎作業や除草など畜舎外で作業した場合必ず着替えを！！
6. 畜舎外での病原体の汚染防止（項目28）
- ☞畜舎に持ち込む器具（一輪車等）の消毒、
屋外での生体移動の際の消毒済みケージ・リフトの使用＝外を歩かせない！
7. 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒（項目32）



5.畜舎ごと専用衣服&長靴
すのこによる仕切り

4.畜舎内手指消毒
ガムテープによる設置



✿10月以降の免疫付与状況確認検査の際に、特に上記7項目については再点検を実施します。

✿遵守項目に関するご相談がありましたら、下記連絡先までお願いします。

